

### 2022年アフガニスタン地震災害義援金について

町では、令和4年(2022年)6月22日に、アフガニスタンにおいて発生した地震により被災された方々を支援するため、災害義援金を受け付けています。

皆さまからお預かりした救援金は、日本赤十字社を通じて、被災された方々へ全額届けられます。皆さまの温かいご支援をお願いいたします。

**救援金の名称** 2022年アフガニスタン地震災害義援金

**受付期限** 9月30日(金)まで

**受付方法** 下記の口座へお振込みいただくか、福祉課までご持参ください。

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号：00110-2-5606

口座加入者名：日本赤十字社(ニホンセキジュウジヤ)

※通信欄に「2022年アフガニスタン地震救援金」と明記してください。

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と明記してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口で取扱いの場合、振替手数料は免除となります。

(2) その他の金融機関

- ・三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787783
- ・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105786
- ・みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0623498

※口座名義はいずれも「日本赤十字社(ニホンセキジュウジヤ)」です。

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部(☎03-3437-7081)までご連絡ください。

**その他** 税制上の取扱いについては、次のとおりです。

個人については、所得税法第78条第2項第3号に規定する寄付金。

法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄付金に該当し、控除の対象となります。

**問合せ** 日本赤十字社 茨城県支部 大洗町分区 事務局  
(福祉課 社会福祉係内) (内線 151)

新型コロナウイルス感染症は、10代から40代の若い世代の間で感染が続いています

### 3回目コロナワクチン接種がまだの方は 予約して接種しましょう

3回目接種によって、低下した発症予防効果や重症化予防効果等を高めることができます。

**3回目ワクチン接種の予約を引続き受付しております。**

- ・2回目接種(ファイザー又はモデルナ)から5ヶ月以上経過していれば3回目接種ができます。
- ・接種券を紛失したときは、再発行できます。
- ・4回目接種の開始に伴って、比較的予約が取りやすくなっています。

※小児(5~11歳)の1~2回目接種も引続き予約受けしております。合わせて、ご検討ください。

**予約/お問合せ**

コロナワクチン相談電話(健康増進課)

☎ 229-3393

インターネット予約

<https://jump.mrso.jp/083097/>



### 町営住宅入居者募集

住宅名	部屋番号	建設年度	構造規模	家賃月額	備考
二葉	C棟306号	H16	和室6帖・洋室6帖 洋室4.5帖・DK	19,100円~ 50,700円	
二葉緑	B棟103号	H24	和室6帖・洋室7帖 LDK	一律 62,400円	特公賃
	B棟107号				
	B棟104号		和室6帖・洋室7帖 洋室6帖・DK		
	B棟106号				
B棟302号					

※二葉緑住宅は、汚水処理料2,750円/月が加算されます。

※駐車場を利用する方は、別途2,600円/台が加算されます。

※家賃については、所得額により変わります。(特公賃は除く)

**受付期間** 随時受付を行っております。募集住宅が無くなり次第終了。

※土日祝日除く。

**受付場所** 大洗町役場 都市建設課(応募書類は都市建設課にてお渡しするか、ご連絡いただければ郵送いたします。大洗町ホームページにてダウンロードも可能。)

ご不明な点についてはお電話にてお問合せください。

**入居資格** (①~⑥すべてに該当する事)

- ① 次のいずれかに該当する方
  - ・町内に勤務場所がある方
  - ・県内に住所を有する方
  - ・町に本籍を有する方
  - ・町に親族(血族、姻族三親等内)が住所を有している方
  - ・町に以前住所を有していた方
- ② 同居親族又は同居しようとする親族があること
- ③ 現在住宅に困っている方 ※特公賃を除く
- ④ 県税・市町村税を完納していること
- ⑤ 本人及び同居親族、もしくは同居しようとする親族が暴力団員等でないこと
- ⑥ 世帯の収入の合計が基準内であること  
収入基準の額は、政令月収158,000円以下です。  
(特公賃に関しては、158,000円以上487,000円以下)  
政令月収は、次の計算で求めることができます。  
(世帯の年間所得額-同居及び別居扶養人数×380,000円-特別控除額)÷12カ月

※裁量階層(60歳以上のみの世帯、60歳以上と18歳未満のみの世帯、小学校就学前の各同居世帯、障害者等)の収入基準額は、政令月収で214,000円以下です。

**入居予定時期** 入居審査、入居手続き完了後、随時入居可能。

※二葉C棟306号室をお申込みの方へ・・・世界的な半導体不足の影響により給湯設備の入荷が困難な状況であるため、入居の予定が延期となる可能性がございます。

**問合せ** 都市建設課 建築営繕係 ☎ 267-5156  
一般財団法人 茨城県住宅管理センター  
水戸センター 管理課 ☎ 297-8360